

小鹿野町告示第26号

小鹿野町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更理由書を次により縦覧に供する。

小鹿野町の住民で当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見がある者は、縦覧期間内に小鹿野町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用区域域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に小鹿野町にこれを申し出ることができる。

令和7年2月27日

小鹿野町長 森 真 太 郎



- 1 農用地利用計画の変更案と変更理由書の縦覧場所
 - ・小鹿野町役場（産業振興課） 小鹿野町小鹿野89番地
 - ・小鹿野町ホームページ
- 2 農用地利用計画の変更案と変更理由書の縦覧期間
 - 自 令和7年2月27日
 - 至 令和7年3月31日